4　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う調査を受けようとする者が納める手数料を定めるものとした。（第八条関係）

二　健康保険法施行令の一部改正関係

一定の事由に該当した医療機関や医師等について、保険医療機関や保険医等としての欠格事由及び取消事由の対象となる「国民の保健医療に関する法律」に、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二六年法律第八五号。以下「法」という。）を加えるものとした。（附則第二条関係）

三　児童福祉法施行令の一部改正関係

一定の事由に該当した事業者等の指定拒否や指定取消しが可能となる対象となる「国民の保健医療に関する法律」に、法を加えるものとした。（附則第三条関係）

四　生活保護法施行令の一部改正関係

一定の事由に該当した指定医療機関等の取消しが可能となる対象となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」に、法を加えるものとした。（附則第四条関係）

五　社会福祉士及び介護福祉士施行令の一部改正関係

一定の事由に該当した介護福祉士等の登録拒否や登録の取消しが可能となる対象となる「社会福祉又は保健医療に関する法律」に、法を加えるものとした。（附則第五条関係）

六　介護保険法施行令及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正関係

一定の事由に該当した事業者等の登録拒否や指定取消しが可能となる対象となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」に、法を加えるものとした。（附則第六条及び第七条関係）

七　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正関係

公益通報者保護法の対象法律に、法を加えるものとした。（附則第八条関係）

八　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正関係

一定の事由に該当した指定障害福祉サービス事業者等について、指定拒否や指定取消しが可能となる対象となる「国民の保健医療に関する法律」に、法を加えるものとした。（附則第九条関係）

九　この政令は、法の施行の日（平成二六年一一月二五日）から施行するものとした。

◇**自衛隊法施行令の一部を改正する政令**（政令第二七九号）（防衛省）

1　平成二六年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合の償還金の算定の基礎となる金額を四、四七〇万円とすることとした。（別表第一二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年八月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十五号

電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年九月一日とする。

総務大臣　新藤　義孝

内閣総理大臣　安倍　晋三

電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年八月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十六号

電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年九月一日とする。

総務大臣　新藤　義孝

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年八月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三